

令和4年度 第4回静岡市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 令和5年1月19日(木) 午後3時15分から午後3時35分まで
- 2 会場 静岡市役所静岡庁舎本館3階 第1委員会室
- 3 出席者
(委員) 被保険者代表 …………… 小泉委員、荒尾委員、大石委員、望月和委員
保険医・保険薬剤師代表 …… 清水委員、秋山委員
公益代表 …………… 井上委員、寺澤委員、白鳥委員、市川委員
被用者保険等保険者代表 …… 河西委員、永井委員
(事務局) 保健福祉長寿局 …………… 池田保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長
保険年金管理課 …………… 酒井課長他
健康づくり推進課 …………… 宮崎課長
福祉債権収納対策課 ……… 遠藤課長
葵区役所保険年金課 ……… 井澤課長
駿河区役所保険年金課 …… 望月課長
清水区役所保険年金課 …… 長田課長
- 4 欠席者
(委員) 保険医・保険薬剤師代表 …… 福地委員、望月篤委員
- 5 傍聴者 4人
- 6 議事 答申書(案)の確認
- 7 会議内容
(1) 議事
(2) 報告事項

議長 それでは、議事にはいります。本日の議事は、「答申書案の確認」です。事務局から説明してください。

保険年金管理課長 それでは、答申書案を確認いただくにあたり、今回の案作成までの経緯について御説明します。

第1回運営協議会は10月に開催し、市長から令和5年度保険料率について諮問を行いました。この諮問を受け、令和5年度保険料率の方針決定に向け、本日を含め全4回の会議で国民健康保険に係る取組等について御審議いただきました。

第1回会議では、改選後最初の会議ということで、静岡市国民健康保険運営協議会について、国民健康保険制度の概要、静岡市国保の状況について説明しました。

第2回会議では、収納状況及び収納対策、保健事業、後発医薬品の使用促進について事務局から説明しました。これについて委員の皆様からは、収納率向上に係る他の政令市における取組や、特定健診受診率向上のためのアイデアなど、様々な御質問や御意見をいただきました。

第3回会議では、令和5年度国民健康保険料について、事務局案を提示し御議論いただきました。事務局から提示した据置きという案につきましては、標準保険料率一本化、保険料率の伸び率平準化、財政運営の安定化という3つの観点から御検討いただき、委員皆様から賛成をいただきました。

また、保険者努力支援制度での得点を得ること、高額レセプトが増えていることへの対応や、公費拡充について国に要望すること、被保険者に対し保険料率引き上げが必要な状況であることの周知を図ることなど、様々な御意見や御要望をいただきました。

これらを踏まえ、第3回会議終了後に、会長に答申書案を作成いただきました。その答申書の案を、資料1として本日皆様にお配りしていますので御覧ください。

二つ折りになっていますが、開いていただくと左側に「令和5年度静岡市国民健康保険料率等について（答申）」とあります。答申当日は会長がお読みしますが、本日はこちらの内容に係る部分、「記」以降を読み上げます。

— 答申書「1 審議結果」～「3 要望事項」読み上げ —

こちらの内容で間違いはないか、言い回しなどは適切かなどについて御確認いただき、必要な修正を行ったうえで答申書を完成させ、1月27日に市長に答申を行います。答申は、会長と会長職務代理に御出席をお願いしています。

説明は以上です。

議長 　ただ今事務局から説明がありましたが、「1 審議結果」については据置きで間違いありませんので、「2 理由」、「3 要望事項」について、御意見等ありましたら挙手をお願いします。

— 異議なしの声 —

議長 　それでは、答申書を完成させ、1月27日に市長に答申を行います。事務局は、完成した答申書の写しを後日、委員に郵送してください。

続いて、次第の3「報告事項」にはいります。事務局は説明をお願いします。

保険年金管理課長 　資料2を御覧ください。

1ページですが、まず、出産育児一時金の増額です。

資料は、令和4年度版の静岡市国保のしおりから抜粋・加筆したのですが、出産育児一時金について、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計を勘案して健康保険法施行令が改正され、これを踏まえ静岡市国保においても、これまで支給額42万円だったものを50万円に引き上げます。令和5年4月1日から施行予定です。

2ページを御覧ください。

同じく令和4年度版の静岡市国保のしおりから抜粋・加筆したのですが、こちらも国民健康保険法施行令の改正により、賦課限度額及び保険料軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しがされます。

左側を御覧ください。

国民健康保険の保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分と分けて計算され合算されるのですが、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金分の保険料について、これまで最高限度額は20万円でしたが、令和5年度は2万円引き上げて22万円となる予定です。

右側を御覧ください。

国民健康保険料には低所得者の軽減措置として、総所得金額等に応じて平均割と平等割を7割、5割、2割軽減する制度があります。このうち、5割軽減と2割軽減について、令和5年度から軽減判定所得基準額が引き上げられる予定です。具体的には世帯の被保険者数に乗じる額が、5割軽減は28万5,000円から29万円に、2割軽減は52万円から53万5,000円に引き上げられます。こちらについても令和5年4月1日から施行予定です。

また、その他、国からの通知が来ていないので口頭での報告になりますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する国保被保険者の産前産後期間相当分、4か月間の均等割保険料・所得割保険料を免除する制度について、費用負担など詳細は今後詰めることとされていますが、令和6年1月から導入される予定で検討されています。

以上、簡単ですが報告を終わります。

議長 何か御質問などありますか。

市川委員 報告事項の2ページですが、この中で「所得の確認ができない人がいる世帯は、保険料の軽減が適用されません。ただし、云々」とありますが、この所得の確認ができない世帯、要は申告書を提出しない、あるいは市からの通知をなかなか読めない人、受領しても意味が分からないとかそういう高齢世帯とか、そういう方も中にはいらっしゃると思います。こういった中で、減免に関する事ですから、より丁寧な説明、対応を市にお願いしたいということ、強く要望しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長 これで、本日の議事は全て終了しました。

事務局 今年度の運営協議会は本日で終了となりますので、保健福祉長寿局次長より御挨拶させていただきます。

保健福祉長寿局次長 本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。
昨年10月に市長から令和5年度保険料率について諮問し、本日答申書案が完成しました。

委員の皆様におかれましては、保険料率の設定に向け全4回の会議で、本市の国民健康保険の運営につきまして様々な御意見、御議論をいただきました。誠に感謝申し上げます。専門的見地やそれぞれのお立場からいただきました、皆様からの貴重な御意見につきましては、今後の国保事業に活かし、サービスの向上に努めてまいります。

来年度は、県国民健康保険運営方針の改定作業が行われ、保険料率一本化の年度が定められる予定です。令和5年度は、節目となる改定が行われる重要な年になるといえます。

また、静岡市第3期保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定作業も行います。保健事業につきましては、今年度の協議会においても多くの御意見をいただいたところですが、計画策定についてはこちらの協議会でも御説明しますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

今年度の運営協議会は、今回をもちまして終了となります。来年度も引き続きの国保運営協議会への御協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

事務局 続いて、事務局からの連絡事項です。

令和5年度の運営協議会については、今年度と同様4回の開催を予定しています。開催時期も今年度と同様、10月から1月にかけて月1回ずつの開催となる予定ですので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度静岡市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

会 長

議事録署名人

議事録署名人
